0950-1960 公立宮崎第313号 平成31年3月27日

各所属長 殿

宮 崎 県 教 育 長 公立学校共済組合宮崎支部長 (公印省略)

# 平成31年度「臨床心理士相談事業」の実施について(通知)

このことについて、職員等の心身の健康の保持増進を支援するため、宮崎県教育委員会と公立学校共済組合宮崎支部は共同して、臨床心理士相談事業を下記のとおり実施します。

つきましては、貴所属の職員へ事業内容を周知していただくようお願いします。

記

# 1 事業の概要

### (1) 臨床心理士相談室(全職員対象)

相談員(臨床心理士)が県立図書館の相談室で、電話又は面談により相談に対応します。相談日時の詳細については、別途通知します。

対 象 者:宮崎県教育庁及び宮崎県の教育機関(県立学校を含む)に所属する

職員(臨時及び非常勤の職員を含む)とその家族

公立学校共済組合宮崎支部組合員とその家族

日 時:原則第2·第4日曜日 10:00~15:00

(相談員の都合により変わる場合もあります。)

場 所:県立図書館2階 相談室

電 話:0985-29-8958

方 法:電話相談、面接相談(要予約)

※ 面接相談は事前予約制ですので、希望者は事前に宮崎県教育庁財

務福利課(0985-26-7242)にお電話ください。

### (2) 臨床心理士出張相談(全職員対象)

所属からの依頼を受けて、臨床心理士が各所属に出張し、相談の対応やメンタル ヘルス等に関する講話を行います。

出張相談を希望する所属は、臨床心理士出張相談実施要領に定める派遣申込書(様式1)を宮崎県財務福利課に御提出ください。

#### (3) 臨床心理士「復職支援相談」(休職者対象)

精神疾患により休職中である教職員、その家族、所属長等に対し、臨床心理士が職場復帰についての悩みや不安の相談に応じ、復職に向けた支援を行います。

相談実施の手続き等については、別途、実施要領とあわせて通知します。

#### 2 相談内容等

相談者が相談した内容は、相談員の守秘義務において扱われます。相談の内容は問いません。相談は無料です。

# 3 相談利用時の服務上の取扱い

(1) 県立学校職員及び県教育庁等職員

県立学校職員及び県教育庁等職員については、相談利用に要する時間は「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第2号により、職務に専念する義務の免除となります。

なお、この相談への出席は、「有給休暇の承認の基準」第2号に該当する特別休暇 となりますので、休暇処理簿等による承認手続きで処理してください。

(2) 県立学校職員及び県教育庁等職員以外の職員 県立学校職員及び県教育庁等職員以外の職員については、各学校設置者の定める ところによります。

### 4 添付資料

• 臨床心理士出張相談実施要領

(問合せ及び申込先)

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号 宮崎県教育庁財務福利課 福利厚生担当 福良

電話: 0985-26-7242 FAX: 0985-25-7137